

■中古住宅リフォーム補助事業の流れ

1. 申請

- 下記の必要書類を揃え、住宅課窓口申請してください。
- 申請期間は **4月17日～12月25日** です。(予定)
- 対象となるリフォーム工事は当該申請年度の2月19日までに完了するものに限りです。

＜必要書類＞

- ① 補助金交付申請書（別記様式1号）
- ② 同意書兼確認書（別記様式2号）
- ③ 中古住宅の取得に関する契約書等の写し
- ④ リフォーム契約書等の写し及びリフォーム工事の及び内訳（工事明細）がわかる書類（見積書、工事明細書など） ※ 見積書のみは不可
- ⑤ 平面図、立面図、配置図等のリフォーム箇所がわかる図面
- ⑥ 建築確認済み証又は建築確認台帳の記載事項証明書
- ⑦ 令和8年4月1日時点で18歳以下の子どもを扶養している場合は、続柄が記載された同一の世帯全員の住民票原本
- ⑧ 委任を受けた方が申請する場合は委任状

※ ③、④、⑤、⑥については、事前にコピーしたものを提出してください。

※書類に不備等がある場合は受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください。

2. 交付の決定

- 市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書を送付します。**通知受領後、リフォーム工事を開始してください。（着工前の写真を必ず撮影してください。）**

• 通知の発送は、申請書受付後1～2週間程かかります。

3. リフォーム工事の実施

- リフォーム工事を開始してください。
- 工事状況が確認できるように、必ずリフォーム箇所の工事前、工事後の写真を撮影してください。

4. 代金の支払い

- 工事代金を支払ったら、必ず施工業者から領収書を受け取ってください。
（カード支払い明細、通帳の振込明細などは**原則不可**）

5. 実績報告

・下記の必要書類を揃え、令和9年2月末日までに住宅課窓口へ提出してください。

<必要書類>

- ① 補助金実績報告書
 - ② リフォームに要した経費に係る領収書の写し
 - ③ リフォームした箇所の施工前・施工後の写真
※ リフォームした箇所がわかるように 1 か所につき1~2 枚のカラー写真（プリントしたもの、パソコン等で整理して印刷したもの など）の提出をお願いします。
 - ④ 転入又は転居後の同居する者の全員の住民票原本（続柄記載）
※ 提出日の3か月以内に取得したもの
※ 申請時に子育て加算で現在お住まいの佐倉市の住民票を提出済みの方は除く
 - ⑤ 佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書（滞納なし証明）
※18歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18歳以上の学生の場合は申立書を提出）
※ 提出日の3か月以内に取得したもの
 - ⑥ 取得した中古住宅が、2分の1以上の持ち分を有し、かつ、その持ち分が登記されていることを証する書類
- ※ ②については、事前にコピーしたものを提出してください。

※書類に不備等がある場合は受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください。

・交付決定内容とリフォーム工事の内容に相違がないかを確認し、補助金確定通知書を送付します。

6. 補助金の交付請求

- ・住宅課に補助金交付請求書を提出してください。
- ・市において支払いの手続きを進め、指定された口座にお振込みをします。

《リフォーム工事の内容・金額等の変更を行う場合》

補助金の交付決定後に、リフォーム工事の内容や金額が変更となる場合には、変更となることが判明した時点で、住宅課へご相談ください。

(1) 補助金交付決定通知書の「補助の対象となる経費」が 100 万円以上、「交付決定額」の「リフォーム工事」分が 50 万円以上の場合

ア) 工事内容の変更により、「補助の対象となる経費」が 100 万円未満となる場合は、実績報告の前に、「補助事業変更等申請書」(別記様式第 4 号)の提出が必要です。

- ①「補助事業変更等申請書」(別記様式第 4 号)
- ② 変更の内容がわかる書類(契約書、見積書、内訳書など)

イ) 工事内容に変更があったが、「補助の対象となる経費」が 100 万円以上の場合には、実績報告時に変更の内容を確認しますので、変更の内容がわかる書類(契約書、見積書、内訳書など)を提出してください。

(2) 補助金交付決定通知書の「補助の対象となる経費」が 100 万円未満、「交付決定額」の「リフォーム工事」分が 50 万円未満の場合

・リフォーム工事の内容や金額が変更となる場合、「補助の対象となる経費」及び補助金の「交付決定額」が変更となる可能性がありますので、工事の変更がわかった時点で、「補助事業変更等申請書」(別記様式第 4 号)の提出が必要です。

- ①「補助事業変更等申請書」(別記様式第 4 号)
- ②変更の内容がわかる書類(契約書、見積書、内訳書など)